

第18号議案

芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例及び芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例及び芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年2月16日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

一般職の職員の給料月額に係る減額割合を改定し、減額期間を延長するとともに、市長、副市長及び教育長の期末手当に係る減額期間を延長するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和43年芦屋市条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
付 則 (期末手当の額の特例) 4 期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、 <u>令和6年4月1日から令和8年3月31日</u> までの間、同項の規定により算定された額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。	付 則 (期末手当の額の特例) 4 期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、 <u>令和4年4月1日から令和6年3月31日</u> までの間、同項の規定により算定された額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。

(芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年芦屋市条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
 (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 (給料月額の特例)</p> <p>3 2 第1号から第8号までに掲げる職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間の給料月額は、別表第1から別表第3(イ)までに規定する額(芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和6年芦屋市条例第 号)附則第6項に規定する給料(同条例附則第7項及び第8項において同条例附則第6項に準じて支給される給料を含む。)の支給を受けている場合は、別表第1から別表第3(イ)までに規定する額に当該給料の額を加算した額)に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、第13条、第19条、第22条及び第22条の4並びに芦屋市職員の退職手当に関する条例(昭和30年芦屋市条例第1号)第3条の2から第6条の2まで及び第7条から第7条の5まで並びに芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例(昭和36年芦屋市条例第28号)第2条の2から第5条の4まで及び第6条の2から第6条の6までの規定の適用については、この限りでない。</p> <p>(1) 別表第1行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が6級であるもの 100分の98</p> <p>(2) 別表第1行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が7級であるもの 100分の97</p> <p>(3) 別表第1行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が8級であるもの 100分の96</p>	<p>附 則 (給料月額の特例)</p> <p>3 2 第1号から第5号までに掲げる職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間の給料月額は、別表第1から別表第3(イ)までに規定する額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、第13条、第19条、第22条及び第22条の4並びに芦屋市職員の退職手当に関する条例(昭和30年芦屋市条例第1号)第3条の2から第6条の2まで及び第7条から第7条の5まで並びに芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例(昭和36年芦屋市条例第28号)第2条の2から第5条の4まで及び第6条の2から第6条の6までの規定の適用については、この限りでない。</p> <p>(1) 別表第1行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が4級であるもの 100分の98</p> <p>(2) 別表第1行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が5級であるもの 100分の96</p>

改正後	改正前
<p>(4) <u>別表第3（ア）教育職給料表（一）の適用を受ける職員で職務の級が4級であるもののうち、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和33年芦屋市規則第5号）別表第10に定める教育委員会の事務局第3種（以下「第3種」という。）の管理職手当を受けるもの</u> 100分の98</p> <p>(5) <u>前号に掲げる職員を除き、別表第3（ア）教育職給料表（一）の適用を受けるもののうち職務の級が4級であるもの</u> 100分の97</p> <p>(6) （略）</p> <p>(7) <u>別表第3（イ）教育職給料表（二）の適用を受ける職員で職務の級が3級であるもののうち、第3種の管理職手当を受けるもの</u> 100分の98</p> <p>(8) <u>前号に掲げる職員を除き、別表第3（イ）教育職給料表（二）の適用を受けるもののうち職務の級が3級であるもの</u> 100分の97</p>	<p>(3) <u>別表第3（ア）教育職給料表（一）の適用を受ける職員のうち職務の級が4級であるもの</u> 100分の98</p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) <u>別表第3（イ）教育職給料表（二）の適用を受ける職員のうち職務の級が3級であるもの</u> 100分の98</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

一般職の職員の給料月額に係る減額割合を改定し、減額期間を延長するとともに、市長、副市長及び教育長の期末手当に係る減額期間を延長するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 一般職の職員の給料月額の減額割合の改定及び減額期間の延長（第2条関係）
行政職給料表、教育職給料表（一）及び教育職給料表（二）適用者のうち、部長級職員、室長級職員及び課長級職員の給料月額を次のとおり減額する。

	改正案		現 行	
	減額割合	減額期間	減額割合	減額期間
部長級職員	4/100	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	4/100	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日
室長級職員	3/100		2/100	
課長級職員	2/100		2/100	

※給料月額の減額措置は、地域手当、勤務1時間当たりの給与額、期末・勤勉手当基礎額及び退職手当の基本額の算出については適用しない。

- (2) 特別職の職員の期末手当の減額期間の延長（第1条関係）
市長、副市長及び教育長の期末手当を次のとおり引き続き減額する。

	改正案		現 行	
	減額割合	減額期間	減額割合	減額期間
市長、副市長 教育長	10/100	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	10/100	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日

3 施行期日

令和6年4月1日

給与等の減額経緯

【一般職】 給料月額額の減額

区分	減額期間	対象	減額割合
部長級 室長級 課長級 職員	平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	部長級職員	5/100
		課長級職員	3/100
	平成 30 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日	部長級職員	4/100
		課長級職員	2/100
	令和 2 年 4 月 1 日～ 令和 4 年 3 月 31 日	部長級職員	5/100
		課長級職員	3/100
	令和 4 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日	部長級職員	4/100
		課長級職員※	2/100
	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	部長級職員	4/100
室長級職員		3/100	
課長級職員		2/100	
その他	平成 30 年 4 月 1 日～ 平成 31 年 3 月 31 日	課長補佐級職員 係長級職員	0.5/100
	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日		1/100

※令和 5 年 4 月より室長級職員も含む。

【特別職】 期末手当の減額

減額期間	対象	減額割合
平成 27 年 12 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日	市長、副市長	10/100
	教育長	5/100
平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日	市長、副市長	8/100
	教育長	4/100
令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日	市長、副市長 教育長	10/100
令和 4 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日	市長、副市長 教育長	10/100
令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日	市長、副市長 教育長	10/100